

「南会津ぐらし魅力発信等業務委託」公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月 8 日
福島県南会津地方振興局

この要領は、「南会津ぐらし魅力発信等業務委託」（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

1 事業の目的

福島県南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、交流人口・関係人口の拡大及び、移住・定住の促進に向けた取組が重要となる。

本業務では、移住希望者（潜在層を含む）に対して、当地域の魅力（くらし、しごと、観光など）を幅広く効果的に発信することにより、当地域の認知度向上及び移住候補地としての選択を促し、さらには移住・定住の実現につなげることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

南会津ぐらし魅力発信等業務

(2) 業務の内容

別紙「南会津ぐらし魅力発信等業務委託仕様書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日（月）まで

(4) 委託料の上限

3, 5 4 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

福島県南会津地方振興局（以下、「南会津地方振興局」という。）のホームページにより公募する。

(2) スケジュール（予定）

日 時	内 容
4 月 8 日（水）	公募開始
4 月 9 日（木） 1 2 時まで	質問書の提出期限
4 月 1 3 日（月）	質問書への回答

4月15日（水）17時まで	公募型プロポーザル参加表明書提出期限
4月17日（金）12時まで	公募型プロポーザル参加辞退届提出期限
4月20日（月）17時まで	企画提案書提出期限
4月24日（金）予定	審査会（書面審査）
4月27日（月）予定	審査結果の通知

4 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

ア 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本実施要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

カ 本実施要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

ク 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ケ 県税を滞納している者でないこと。

コ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等は、南会津地方振興局のホームページからダウンロードすること。なお、南会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 提出期限

令和8年4月9日(木) 12時まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書(第1号様式)」により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名は「【質問】南会津ぐらし魅力発信等業務委託」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨を知らせること(電話による質問の受付は行わない)。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、南会津地方振興局のホームページに令和8年4月13日(月)に公表する(個別の回答は行わない)。

6 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津ぐらし魅力発信等業務公募型プロポーザル参加表明書(第2号様式)」を提出すること。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年4月15日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名は「【公募型プロポーザル参加表明書】南会津ぐらし魅力発信等業務委

託」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨を知らせること。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年4月17日(金)12時までに、「辞退届(任意様式)」を提出すること。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月20日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日までの9時00分～17時00分とする。

(3) 提出書類

ア 南会津ぐらし魅力発信等業務委託参加表明書(第2号様式)

※事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付すること。

イ 企画提案書及び業務工程表(任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。)

ウ 事業経費積算内訳書(任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。)

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要(第3号様式)

カ 業務実施体制書(第4号様式)

キ 定款等の写し

※法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出すること。

ク 法人登記簿の写し(企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

イ～カ・・・5部(正本1部、副本4部)、ア、キ、ク・・・1部(正本1部)

(5) 提案の内容

ア 共通事項

(ア) 運営体制について担当者名と担当業務を明確にして提案すること。なお、経理業務については専任の担当を配置すること。

(イ) 実施までの具体的なスケジュール(打合せ、準備、設営等)も含めて提案すること。

(ウ)「五感で感じる、自然と文化 南会津」のキャッチコピー及びロゴマークを活用した「くらし(移住・定住)」「しごと(就労)」「観光」の統一的な情報発信に関するブランディングについて提案すること。

(エ)具体的なターゲット層を設定し、効果的な SNS 等の発信方法について提案すること。

イ 特集動画・記事の制作

特集記事の内容案を複数提示し、効果的な発信方法について提案すること。

ウ SNS 等による動画発信

移住希望者に対して南会津地域の魅力を伝える動画の内容案及び効果的な発信方法について提案すること。

エ 素材収集業務

魅力発信に活用可能と考える素材案について提案すること。

オ 地域の魅力を高めるビジュアルコンテンツの活用

本地域の魅力発信に精通した写真家候補及び、その写真等の活用方法(SNSによる発信等)について提案すること。

カ 移住促進プロモーション

移住相談会や移住関連イベントにおいて、南会津地域の魅力を効果的に発信するための、装飾案や必要な備品等について提案し、その費用を見積書に含めること。

キ プロモーショングッズの制作

移住相談会等において、南会津地域の魅力を発信できるプロモーショングッズを複数案提案し、その経費を見積書に含めること。

ク その他

本業務の目的を達成するための独自提案があれば具体的に提案すること。

8 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 上記「2(4)」に示す委託費の上限額を超える提案があった場合

キ 本実施要領に違反すると認められた場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

契約候補者は、審査会（書面審査）において、企画提案の内容を下記「(2) 審査基準等」及び「(3) 契約候補者の選定」に基づき選定します。

(2) 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	10
	業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	10
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	10
業務理解	事業の趣旨・目的を理解した提案となっているか。	10
	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
企画提案	情報発信に関するブランディングを提示の上、移住希望者に対して南会津地域の魅力を効果的に発信し、当地域の認知度向上及び移住候補地としての選択を促す魅力的な企画提案になっているか。	20
	具体的なターゲット層が設定され、効果的な情報発信内容が提案されているか。	15
	具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	15
	仕様書に記載されていないが、さらに効果的で活用可能な提案があるか。	5
合計		100点満点

(4) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 各審査委員の審査において、上記「(2) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しない。また、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(5) 結果の通知

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。
- ウ 上記「イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(6) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議の結果、提案内容の一部を変更する可能性がある。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

10 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課（担当：尾野）

電話：0241-62-5207 F A X：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp